

軽自動車税の税率改正年度等が変更になります。

平成26年度の自動車関係税制の抜本的見直しと、平成27年度税制改正による二輪車等の引き上げ時期の1年延長やグリーン化特例導入により、平成28年度課税分より下記のとおり軽自動車税の税率変更が行われます。

- 二輪車、小型特殊車等の税率を現行の約1.5倍（最低2,000円）に引き上げられます。

※この事項の改正は当初、平成27年度課税分より引き上げ予定でしたが、引き上げ時期が1年間延長され、平成28年度課税分から引き上げとなりました。

種 別		平成27年度分まで	平成28年度から
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超～90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超～125cc以下	1,600円	2,400円
軽自動車二輪125cc超～250cc以下 (側車付、ポートトレーラー含)		2,400円	3,600円
二輪の小型自動車 250cc超		4,000円	6,000円
農耕作業用(乗用トラクター等)		1,600円	2,400円
その他 特殊車両(フォークリフト等)		4,700円	5,900円
ミニカー・電気自動車等		2,500円	3,700円

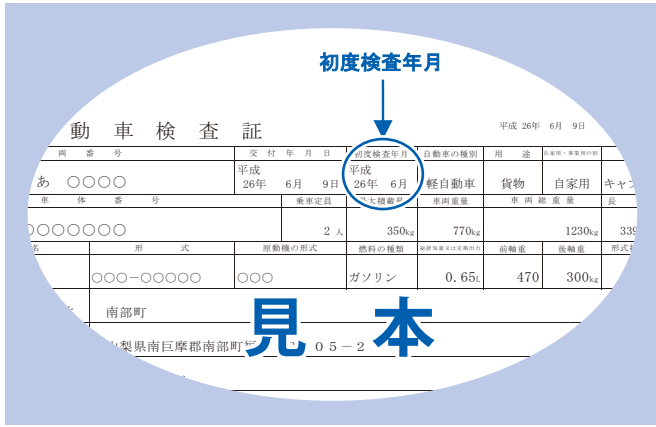
- 平成27年4月1日以降に新規取得される四輪車等の**新車**の税率は、四輪乗用自家用車は1.5倍、その他は約1.25倍に引き上げられ、①の新税率となります。
- 地球温暖化対策を進める観点から、各年度の4月1日時点で※1初度検査年月から13年を経過した四輪車等については、下表の①の新税率を1.2倍した、②の重課税率となります。

種 別		現 行 税 率	①新 税 率	②重課税率
		初度検査年月が平成27年3月31日以前で、初度検査年月から13年を経過していない車両。	初度検査年月が平成27年4月1日以降で、初度検査年月から13年を経過していない車両。	初度検査年月から13年を経過した車両。
三 輪		3,100円	3,900円	4,600円
四 輪	乗 用	自家用	7,200円	10,800円
		営業用	5,500円	6,900円
	貨 物	自家用	4,000円	5,000円
		営業用	3,000円	3,800円

- グリーン化特例が導入され、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規取得した**新車**で一定の環境性能を有する軽四輪等については、1年に限りその燃費性能に応じて最大で概ね75%の軽減となる、③の軽課税率となります。

グ リ ーン 化 特 例				
種 別		③軽 課 税 率		
		概ね75%軽減	概ね50%軽減	概ね25%軽減
		初度検査年月が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの、電気自動車及び平成21年排出ガス基準10%低減達成車の天然ガス自動車。	初度検査年月が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの、平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)のうち 乗用は H32年度燃費基準+20%達成車 貨物は H32年度燃費基準+35%達成車	初度検査年月が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの、平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)のうち 乗用は H32年度燃費基準達成車 貨物は H32年度燃費基準+15%達成車
三 輪		1,000円	2,000円	3,000円
四 輪	乗 用	自家用	2,700円	5,400円
		営業用	1,800円	3,500円
	貨 物	自家用	1,300円	2,500円
		営業用	1,000円	1,900円

※1初度検査年月とは、最初（新車）の新規検査を受けた年月です。初度検査年月については車検証をご確認ください。

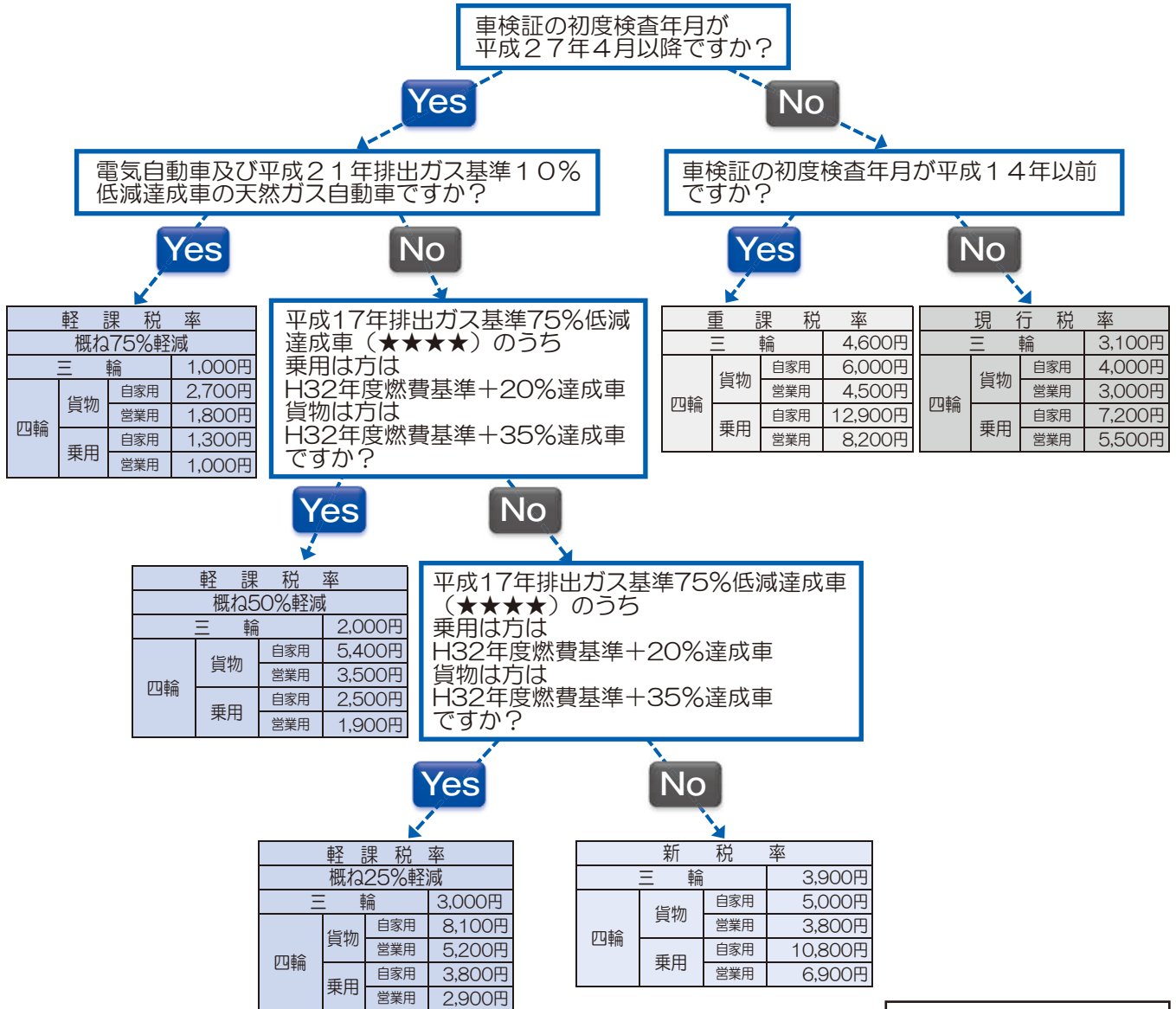


重課税率適用年度一覧表

初度検査年月	重課税率適用年度
※2平成14年12月31日以前	平成28年度～
※2平成15年1月～平成16年3月	平成29年度～
平成16年4月～平成17年3月	平成30年度～
平成17年4月～平成18年3月	平成31年度～
平成18年4月～平成19年3月	平成32年度～

※2平成15年10月以前に新車登録された車両は初度検査の月の把握ができないので、その年の12月を初度検査年月とします。

軽自動車の三輪、四輪をお持ちの方は車検証と下記を参考に、平成28年度の税率がいくらになるかご確認ください。



【お問合せ】
 税務課 軽自動車税係
 ☎ 66-3404 (直通)